

## 平成 29 年度第 3 回青森市健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会 会議概要

- 開催日時** 平成 29 年 10 月 13 日（金）14：00～15：30
- 開催場所** 青森市福祉増進センター（しあわせプラザ） 2 階 研修室
- 出席委員** 村上 秀一委員、柿崎 智子委員、児玉 寛子委員、今 栄利子委員、  
鹿内 由記子委員、庭山 英俊委員、堀内 美穂委員、三浦 裕委員、  
安井 真木子委員、山内 了介委員 <<計 10 名>>
- 欠席委員** 木村 隆次委員、成田 浩司委員 <<計 2 名>>
- 事務局** 福祉部理事次長事務取扱 舘山 新、  
福祉部参事高齢者支援課長事務取扱 加福 拓志、  
介護保険課長 門間 隆、保健部保健予防課長 小形 麻理、  
保健部健康づくり推進課長 鈴木 久美子、  
浪岡事務所健康福祉課長 花田 清志、  
介護保険課副参事 出町 尚基、高齢者支援課副参事 樋口 正美、  
介護保険課主幹 田澤 康治、介護保険課主幹 宮川 博之、  
高齢者支援課主幹 柳谷 勝司、高齢者支援課主幹 斉藤 麻里  
<<計 12 名>>
- 会議次第**
- 1 開 会
  - 2 福祉部長あいさつ
  - 3 案 件  
青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第 7 期計画素案（たたき台）  
について
  - 4 報 告  
ボランティアポイント制度について
  - 5 そ の 他
  - 6 閉 会

## 案件 青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第7期計画素案（たたき台）について

事務局から、資料1から資料4のとおり、青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第7期計画素案（たたき台）について説明があった。

続いて、都合により欠席された委員が事前に提出した意見概要について、事務局から紹介があった。

### 意見、質疑応答

#### ○委員

本日の進め方として、委員の皆さんからいただいた意見について、今後事務局で精査し、次回に事務局案を示し、その内容を議論するという流れでよいか。

#### ○事務局

委員ご提案の流れで進めさせていただきたい。

#### ○委員

資料2の第2章第2節の認知症施策の推進について、若年性の認知症も介護という面では含まれると思うので、計画の素案に反映できればよい。

#### ○委員

資料2の第2章第4節の地域支え合いの推進に関連するボランティアポイント制度について、現場では説明等が大変な状況にあるので、現場のことも考慮して進めてほしい。

#### ○委員

資料3のP24の主な取組に関して、「市民総ぐるみ」というワードが非常に良いと思う。要介護状態になってからでは遅いため、若いうちからのヘルスリテラシー等が重要である。

そこで質問であるが、一つに、健康寿命延伸会議はすでに設置されているのか、二つに、健康教室の開催や健康講座の充実として、これまでも行われていると思うが、主な取組として掲げる場合に積極的な開催を考えているなど、取組の方向性はどのように考えているのか。

#### ○事務局

一つ目のご質問について、健康寿命延伸会議は、今年の4月に設置しており、合計31の様々な団体で組織している。この延伸会議は、健康寿命延伸を目指した市民総ぐるみの健康づくり運動を推進するためのものであり、地域健康づくり部会と職域健康づくり部会の2つの部会に分かれており、総会と2つの部会の構成となっている。

今年度の健康寿命の延伸の新たな取組は、特に、がん検診の受診率向上の対策、糖尿病対策、たばこ対策の3つのテーマで、重点化して行っている。これらを地域の分野からと職域の分野からの両輪で力を合わせて進めていくという内容である。地域健康づくり部会では、特に人材育成を進めており、その中で、健康づくりリーダー、健康づくりサポーターを育成し3つのテーマに合わせた活動を推進している。職域健康づくり部会では、働き盛りの方の健康づくりを推進するために、例えば、協会けんぽとの包括的な協定の締結を行っており、様々な健康データを共同分析・見える化し、ターゲットを絞った取組を目的に活動している。

二つ目のご質問の健康講座の取組については、従来から市の医師会と共同で行っている健康教室の開催や、保健師、栄養士が要望に基づき出前で行っている健康講座の開催がある。今年度は、健康づくりリーダー、健康づくりサポーターが主体となって企画し運営する、地域で行う健康講座を開催し、多くの市民の皆さんにきていただく取組を新たにしているところである。

#### ○委員

資料3のP24にあるような「ロコモティブシンドローム」を含め、使用する用語については市民にわかりやすいように注釈や用語解説を検討してほしい。

#### ○事務局

注釈や用語解説で対応する。

#### ○委員

資料3のP45とP46の権利擁護に関する内容の中の、現状と課題の部分の下の項目について、成年後見制度の利用の促進に関する法律では、市町村においては、利用促進に関する計画の策定は努力義務になっているが、主な取組として、当該法律に関する取組の記載がないため、青森市の考え方を教えてほしい。

#### ○事務局

成年後見制度を利用促進するに当たって、国では財源等が示されていないことから、国の動向を注視し、前向きに計画の策定を検討したい。なお、高齢者のみならず、障がい者等も関連することから、第7期計画とは別に策定し進めていくことを考えている。

#### ○委員

成年後見制度は一番問題が多く、財産等を持っている場合の本人の意思や家族をはじめ、警察、弁護士、現場の介護事業所なども関連があるため、このような状況を踏まえながら、内容を検討する必要がある。

○委員

成年後見制度の利用促進に関する計画について積極的に取り組んでいくとすれば、それに向けて準備していくということを計画に示してもよいものとする。

○委員

資料 3 の P50 主な取組の中の行方不明高齢者の早期発見に記載されているメールマガジンの配信について、自分もメールマガジンに登録しているが、行方不明者の情報については警察の情報をそのまま掲載されているようであり、協力しづらい内容となっている感じを受けるため、もう少し配信の仕方や内容の充実を検討していく必要がある。

○事務局

まずは行方不明となった際はご家族が警察に相談することとなっているが、メールマガジンについては、警察が家族の同意を得た上で市から配信する仕組みとなっており、現在、650 人程がメールマガジンに登録している状況にある。警察から提供された情報については漏れなく配信しているところであるが、協力いただきやすくなるよう配信の仕方を検討していきたい。

○委員

資料 3 の P49 の見守り体制の充実の中では、地域の民生委員・児童委員、町（内）会等の見守りとしてイメージはつきやすいが、P53 の避難支援等関係者という言葉がわかりづらいため、この項目に関連する文言の前に例示をしてほしい。

○事務局

委員のご意見を踏まえ、わかりやすいように具体的に例示するなどして表現を工夫する。

○委員

資料 3 の P60 のサービス提供体制の確保について、介護従事者の質の向上も含めて、適正化のためのケアプランチェックや指導については、強化していくことや点検の頻度を増やすなどの意向はあるか。

○委員

実態として、適切にケアマネジメントをされない場合もあることから、客観的にケアマネジメントできる流れにする必要があるため、今後、ケアマネジメントについては、厳しくチェックされていくこととなる。また、これに関して、介護サービス事業者に対する指

導監督も重要となる。

○委員

全体を通して、資料2や資料3にも記載されているように、みんなで助け合う、支え合う社会が重要である。この実現のための取組が資料3に記載されているが、地域の方の意識啓発を進めていくことが重要であるので、特に広報活動を充実させてほしい。

委員意見を反映させることとして了承

**報告 ボランティアポイント制度について**

事務局から、資料5のとおり、ボランティアポイント制度について説明があった。

意見、質疑応答

○委員

地域福祉サポーターに登録後、実際にどのような流れとなるのかがわかりづらいため、ボランティアをする方のやる気や意識を損なわないよう、登録者に対して、具体的な流れと今後のボランティア手帳の交付時期などを周知する必要がある。

○事務局

登録いただいた地域福祉サポーターのやる気や意識を損なうことのないよう、委員ご指摘を踏まえ、丁寧に説明するとともに、制度の周知に努めていく。

○委員

ボランティアポイント制度に関連し、地域福祉と企業の関係について、企業の社員も、仮に青森市での生活期間が少ないとしても、その地域の中で生活している間は地域福祉活動に協力するなど、自覚を持つ必要があると感じている。

○委員

企業も自治体と同様に自覚、倫理観を持つことが重要である。